

<論文 (会計学) >

包括利益の計算基礎

小野正芳

要旨

日本でも包括利益の計算・報告が制度化されることとなった。包括利益の要素である「その他の包括利益」の性質に関する研究は盛んに行われているが、包括利益という1つの利益数値の意義については研究が少ないように思われる。

包括利益が“利益”であるならば、利益を計算する基礎となる資本維持概念があるはずである。本稿では、包括利益を計算する上での「維持すべき資本」を明らかにすることを目的としている。すでに制度化されているIASを題材に分析してみると、包括利益計算における「維持すべき資本」が期首における公正価値であることが明らかとなった。すなわち、これまで考えられてきた資本維持の類型にはない新しいタイプの資本維持概念なのである。

キーワード

維持すべき資本 キャッシュ・フロー 公正価値

1. 問題意識と本稿の目的

日本においても、包括利益の計算・開示が制度化されることとなった。包括利益は「純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分 (ASBJ [2006] 第3章 par. 8)」と定義され、IASBにおいても同様に定義されている^(注1)。そして、現行基準に基づくと、日本基準であれ、IFRSであれ、純資産の変動をもたらす一定の資産・負債について、原価とは異なる属性を用いて評価し、その評価差額を認識・測定することになる。その代表例は公正価値による金融商品の評価であり、金融商品の評価差額が含められた純

資産の変動である包括利益が計算・開示される。

包括利益の代表的な構成要素たる金融商品の評価・測定については、どのような測定属性を用いればよりよく実態を開示できるかという、実態開示の側面からの議論が多かったように思われる一方、原価以外の属性によって資産を評価することによって生じる評価差額を含む包括利益の概念に関する議論は少なかったように思われる。

利益は維持すべき資本を超える期末資本と定義することできよう。包括利益が“利益”であれば、包括利益計算においても維持すべき資本が存在するはずであり、その維持すべき資本が明らかになってはじめて包括利益の位置づけを明確にすることができるであろう。本報告の目的は、維持すべき資本という観点から包括利益計算を考察することである。

日本の会計基準の大枠となるであろうASBJ [2006] では、維持すべき資本に関する記述はない。そこで、日本の会計基準がIFRSの影響を大きく受ける状況にあるため、IASBフレームワークを概観してみよう。現在、IASBフレームワークは改訂作業中であり、将来設定されるであろうIASBフレームワークにおいてどのような資本維持概念について述べられるのかは不明であるが、過去において公表されたフレームワークにおいては貨幣資本維持と実体資本維持が列挙され (IASC [1989] par.104)、資本維持概念は財務諸表利用者の要求に基づいて選択されると述べられている (IASC [1989] par.103)。つまり、包括利益計算における資本維持概念が特定化されていない。

暗黙のうちに名目資本維持概念が採用されている (池田 [2006] p.111) という指摘もあり、実際に現行基準下で包括利益を計算する際に資本修正額等を計算することもない。しかし、仮に包括利益計算が名目資本維持に基づく利益計算であったとしても、これまで議論されてきたような投下資本回収計算としての名目資本維持と同じように考えていいのであろうか。これが本稿における問題意識である。

このような問題意識を持ったのは、資本維持に関する議論が少ない中で、

IASC [1997] が公表され、現在市場収益率資本維持 (the current market rate of return capital maintenance) という金融商品に適用されるであろう資本維持概念を提案したからである。金融商品に限定されている議論であるとはいえ、基準設定機関から資本維持に関する提案が行われるということは、非常に重要なことであると思われる。なぜなら、新たな資本維持概念について議論しているということは、「そもそも今日の時価論議の出発点をどこにおくか、すなわち端的に言えばそれを資本・利益計算の問題として捉えるか、それとも(投資家にとって有用な)実体開示の問題として捉えるか、という点に関わってくると思えるからである。……IASC討議資料が新たな資本維持概念を出してきたことは、あらためて今日の時価論議を、(単なる)実体開示の問題ではなく資本・利益計算の問題として論じる、そういう基本的視点あるいは基礎的概念を与えているのがこの資本維持概念にほかならないと思われる(石川[1998] p.23)」からである。

以上のように、本稿の問題意識は、包括利益について「開示」の面だけでなく、「計算」の面からもその意義を考えなければならないという点にある。

2. 考察の観点

昨年、金融商品に関する会計基準としてIFRS9が公表された。IFRS9では、トレーディング目的以外の目的で所有する資本性金融商品(equity instruments)について、公正価値評価による評価差額をその他の包括利益に計上することが認められており、その評価差額がリサイクルされることはない(IASB [2009b] par.5.4.4)。これらの「いわゆる戦略的株式投資や持合株式は、取引関係構築等のために保有するもの(加藤[2010] p.24)」である。つまり、「事業提携やノウハウの相互利用のために、事業遂行上、売却の制約がある戦略的投資については、関連会社株式のように投資先の成果を期待しているのではなく、自らの事業からの成果を向上させるために行われている事業投資の一部である(ASBJ [2009] par.61 (2))」と考えることができる。なお、「事業投資(例えば、

有形固定資産や棚卸資産)は、売却することに事業遂行上の制約があり、企業が事業の遂行を通じて成果を得ることを目的とした投資である(ASBJ [2009] par.51)」。すなわち、戦略的株式投資を、自社の事業活動に生かすための他社株式への投資と解釈し、固定資産等への投資である事業投資と同等であると解釈するのである。

戦略的株式投資を事業投資と考える場合、戦略的株式投資の会計処理に事業投資の会計処理を適用することができるであろう。固定資産の会計処理について規定するIAS16によると、公正価値による固定資産の再評価が行われ、評価差額である再評価剰余金をその他の包括利益の項目とする処理が認められている。そして、再評価剰余金のリサイクルは行われない(減価償却や売却のタイミングで留保利益に直接振り替えられる)(IASB [2000] pars.39-41)。このように、固定資産を再評価する処理が選択される場合、固定資産と戦略的株式投資が同じように処理されることになる。

このように、すでに実施されてきた事業投資の再評価をヒントに、包括利益計算における維持すべき資本を考えることができよう。ただし、ここで注意すべきは、Sutton [2000]によると、約70%の企業が土地・建物を再評価している一方で、その他の固定資産については2%の企業しか再評価を行っていないということである(Sutton [2000] p.218)。つまり、戦略的株式投資と同質視できる事業投資(固定資産投資)は土地・建物なのであり、車両や備品といった固定資産投資は除いて考えるべきであろう。

そもそも財務報告の目的は「投資意思決定のための情報提供」である。例えば、IASBフレームワークにおいては、当該企業の将来のキャッシュ・フローの金額、時点および不確実性を評価する上で役立つという資金提供者の意思決定ニーズを満たす会計情報を提供すべきであると結論づけている(FASB [2008] OB9-18)。投資意思決定有用性の中心的な意味内容は企業価値の推定に役立つ、換言すれば、株式の本源的価値の推定に役立つことである。そのために不可欠な情報項目は、現時点の資本と将来期間の利益である(桜井 [2010] 43頁)と

考えられ、次のように求められよう。

株主価値＝期首資本＋株主資本に対する将来利益の割引現在価値合計

期首資本に関して、当モデルの期首資本に再評価剰余金を含めるべきか否かという議論となろう（桜井 [2010] 44頁）。現実の財務報告においても約70%の企業が土地・建物を再評価しており（Sutton [2000] p.218）、Aboody et al. [1999]においても再評価剰余金と株価上昇に正の有意な関係が確認されている（Aboody et al. [1999] pp.175-176）。つまり、再評価剰余金は期首資本に含まれる方が望ましいということを証明しているといえる。

一方、将来の利益を財務諸表に計上することはできないので、将来利益の割引現在価値合計については利用者自身が当該企業の過去の実績から予測する必要がある。そのために必要とされる情報は固定資産投資の巧拙が明らかになるような情報であろう。フレームワークによれば、経営者は、企業の資本提供者が提供した経済的資源の管理および保全に関する説明責任があり、その効率のおよび高収益的な利用に関する説明責任がある（FASB [2008] OB12）。つまり、同じ固定資産投資を行っている他社よりも優れているかどうかを表す必要があり、当期の巧拙を示すための情報を必要とする。

以下では、以上の前提に基づいて、すでにIAS16によって行われている事業資産に関する会計処理を考察し、そこで行われている計算を明らかにすることによって、そこで表現されている事柄およびそれから読み取れる包括利益計算の基礎となる資本維持概念を試考してみたい。

3. IAS16に基づく処理例

IAS16では、固定資産の再評価処理を選択した場合、次の手順で処理がなされる。

- ① 期首（前期末）公正価値に基づく減価償却費が計上され、売上高から差し引かれる。

- ② 簿価を期末公正価値とし、再評価差額（再評価剰余金）をその他の包括利益とする。

具体例で示してみよう。

X1. 1/ 1 100万円の建物を取得した。耐用年数は10年、残存価額なし、定額法で減価償却するものとする。

X1. 12/31 当期の現金売上は50万円、建物の公正価値は99万円とする。

X2. 12/31 当期の現金売上は50万円、建物の公正価値は96万円とする。

P/L項目の計算		X1. 12/31	X2. 12/31
①	減価償却費	$100 \div 10年 = 10万円$	$99 \div 9年 = 11万円$
	純利益 = 売上 - 減価償却費	$50 - 10 = 40万円$	$50 - 11 = 39万円$
②	減価償却後の固定資産簿価	$100 - 10 = 90万円$	$99 - 11 = 88万円$
	固定資産再評価額（公正価値）	99万円	96万円
	再評価剰余金（公正価値 - 簿価）	$99 - 90 = 9万円$	$96 - 88 = 8万円$
	包括利益（純資産の変動）	$50 - 10 + 9 = 49万円$	$50 - 11 + 8 = 47万円$

B/S項目の計算		X1. 12/31	X2. 12/31
利益剰余金（留保利益） = 純利益 + 再評価剰余金取崩分		$40 + 0 = 40万円$	$40 + 39 +$ $(9万円 \div 9年)$ $= 80万円$
その他の包括利益累積額 （再評価剰余金）		9万円	$9 - 1 + 8 = 16万円$

B/S (X1. 1/1)

建	物	<u>100</u>	資	本	金	<u>100</u>
---	---	------------	---	---	---	------------

B/S (X1. 12/31)

現	金	50	資	本	金	100
建	物	99	再	評	価	剰
			余	金		9
			利	益	剰	余
			金			40
		<u>149</u>				<u>149</u>

P/L (X1. 1/1 ~ X1. 12/31)

売	上	50
減	価	償
却	費	<u>10</u>
純	利	益
		40
再	評	価
剰	余	金
		<u>9</u>
包	括	利
益		<u>49</u>

包括利益の計算基礎 小野

B/S (X2. 12/31)			P/L (X2. 1/1 ~ X2. 12/31)										
現	金	100	資	本	金	100	売	上	50				
建	物	96	再	評	価	剰	減	償	却	費	11		
			利	益	剰	余	純	利	益	39			
		196			金	80	再	評	価	剰	余	金	8
					196		包	括	利	益	47		

ここで公正価値とは、「測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格（IASB [2009a] par.1）」であり、市場参加者によって合意されている客観的な将来キャッシュ・インフローの現在価値であると理解できる（IASB [2009a] par.17）。つまり、経営者が固定資産を利用することを想定して計算した主観的な将来キャッシュ・インフローではなく、市場参加者が当該固定資産を最も有効な方法で使用した場合に得られるキャッシュ・インフローに基づく評価額であり（最も有効使用）、市場において決定される客観的な金額である（IASB [2009a] par.22）。固定資産の簿価を評価時点以降の要回収額と考えると^(注2)、公正価値による固定資産の評価が、当該固定資産投資に対して市場が求めるキャッシュ・インフローの獲得を求めるものであると解釈することができる。例えば、当該固定資産から、X1. 12/31時点では残り9年で99万円のキャッシュ・インフローを得られると、市場において期待されているわけである。

4. 包括利益計算と維持すべき資本

(1) 第一段階の計算

①の計算において、当期の減価償却費は期首の公正価値に基づくものであり、期首時点での客観的なキャッシュ・インフローに基づく金額となる。その減価償却費が、実際に企業に流入したキャッシュ・インフローである売上から差し

引かれるのであるから、①の計算は、当期における固定資産投資の巧拙を明らかにする情報といえるであろう。当期首に固定資産投資を行った場合の当期のパフォーマンスを表すわけである。

フレームワークでも述べられるように、固定資産投資の巧拙は絶対的な評価ではなく、相対的な評価で表現されるべきである。潜在的資金提供者は、彼らが投資判断を行う時点で、投資対象となりうる企業（固定資産投資を行っている企業）が他社よりも優れているかどうかを知る必要がある。その時点での投資対象企業の他社に対する有利さを知った上でその企業に投資するはずであるからである。

そこで、市場で合意された当該固定資産投資から得られると予測されたキャッシュ・インフローを上回る部分の算定が必要なのであり、当期首時点の公正価値をベンチマークとすることによって、当期における他社に対する優劣を表すことができよう。そこでは、期首公正価値に基づく帳簿価額が、市場が求めるキャッシュ・インフローを獲得する元本となるはずである。その元本の一部を使って（減価償却費）、どのくらい超過キャッシュ・インフローを得て（売上）、他社よりも高いパフォーマンスをあげたのか、すなわち当該企業が当該固定資産を使用したために得られた上乗せ部分を明らかにするのである。この情報が、潜在的資金提供者にとって将来利益の割引現在価値合計を予測する際に有用な情報となりうる。例えば、期首公正価値に基づく減価償却費を計上することによって、「X2年中に得るべきキャッシュ・インフローは11万円であり、それを39万円上回る成果をあげた」ということを表現するのである。

さらに、企業は資金提供者が求める資本コストを賄わなければならない。期首公正価値ベースの減価償却費を差し引いた後の利益が、市場によって求められる資本コスト以上ならば、当該企業による当該固定資産を用いる事業の有益性を証明するものとなり、潜在的資金提供者が将来利益の割引現在価値合計の予測を行う際に有用であると考えられる。先ほど計算した39万円をX2年中の平均資金調達額で割った値が資本コスト以上であれば、経済的には優れた企業

であるということになる。

①の計算は期首公正価値に基づく計算なので、名目資本維持（投下資本の回収余剰額を利益とする考え方）に基づいているとはいえない。また、期末の評価額に基づく減価償却費が計上されているわけではないので、実体資本維持（給付能力維持を目的として設備を再調達するために必要な額を超える部分を利益とする考え方）に基づいているともいえない。①の計算は、期首の時点で、最有効使用に基づくものとして市場が評価した部分を上回る部分が利益とされるのであり、市場が期待したキャッシュ・インフローを維持するような利益が計算されていると言える。すなわち、利益が維持すべき資本を上回る回収余剰額であるとする、①の利益計算における維持すべき資本は期首における公正価値ということになる。

(2) 第二段階の計算

その上で、期末において②の手続きが行われる。当期末において固定資産の公正価値が変動する主な要因は当該固定資産から算出されるアウトプットの価値の増減によるものであると考えられる。このような状況が生まれた時点での潜在的資金提供者は、当該企業が所有する固定資産の公正価値の変動に相当する損益を享受できない。なぜなら、このような状況が生まれたときには、当該事業を行っている企業の株価はすでに増減しているであろうからである（所有する固定資産の収益性が高まった場合には、当該企業の株価が上昇するであろう）。

つまり、②で計算される当期の固定資産の公正価値の変動である再評価剰余金は既資金提供者に帰属することになる。既資金提供者にとって将来利益の割引現在価値合計を予測する際には再評価剰余金を併せて考慮しなければならず、再評価剰余金が増減された純資産変動額としての包括利益（X2年期末においては47万円）が、既資金提供者にとって将来利益の割引現在価値合計を予測する際に有用な情報となりうる。

②の計算は期首公正価値と期末公正価値の差額を利益とする計算である。すなわち、期末に市場において期待されたキャッシュ・インフローが期首に市場において期待されたキャッシュ・インフローを上回る部分が利益とされるのであり、この差額を既資金提供者に帰属する利益と捉えている。ここでも利益とされるのは市場において期待されたキャッシュ・インフローを超える部分であり、市場が期待したキャッシュ・インフローを維持したうえでの利益が計算されていると言える。すなわち、利益が維持すべき資本を上回る回収余剰額であるとすると、②の利益計算における維持すべき資本も期首における公正価値ということになる。

(3) 包括利益と維持すべき資本

以上のように、IAS16に基づいて行われる包括利益計算では、期首における公正価値が維持すべき資本となっている。

包括利益は一会計期間における純資産の変動額である、という定義に基づいて式で示すと、次の通りである。

$$\begin{aligned} \text{X1年中の包括利益} &= \text{X1. 12/31の資本} - \text{X1. 1/1の資本} \\ &= 149 - 100 \\ &= 49 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{X2年中の包括利益} &= \text{X2. 12/31の資本} - \text{X2. 1/1の資本} \\ &= 196 - 149 \\ &= 47 \end{aligned}$$

一方、包括利益計算が期首の公正価値を維持すべき資本としていることに着目して式を示すと、次の通りである。

$$\begin{aligned} \text{X1年中の包括利益} &= \text{X1年中の回収額} - \text{X1年期首の公正価値} \\ &= (50 + 9) - (100 \div 10\text{年}) \\ &= 49 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} X2 \text{ 年中の包括利益} &= X2 \text{ 年中の回収額} - X2 \text{ 年期首の公正価値} \\ &= (50+8) - (99 \div 9\text{年}) \\ &= 47 \end{aligned}$$

包括利益全体が期首における公正価値を維持すべき資本として計算されるのであり、したがって、包括利益の一部分である純利益も、期首における公正価値を維持すべき資本とする計算となっている。以前、英国では異なる資本維持概念を適用した段階的利益計算が提唱された^(注3)が、包括利益計算ではそのような利益計算は行われておらず、期首の公正価値という1つの値をメルクマールとしている。

そのうえで、情報提供の際には異なる情報利用者を想定する。すなわち、包括利益と純利益が区分されるのは、投資家が固定資産投資から得られる将来利益の割引現在価値を推定する際に、当期の公正価値の変動を加味すべき場合と、加味する必要はない場合があるからである。すなわちその時々市場が求めるキャッシュ・インフローを維持すべき資本としたうえでの利益計算であり、異なる時点で資金提供者となった者の情報ニーズを満たしている。

5. 再評価剰余金の取崩と維持すべき資本

包括利益計算が行われる一方で、再評価剰余金が減価償却あるいは固定資産の売却によって取り崩され、利益剰余金に振り替えられる。先ほどの例で固定資産の耐用年数を通してみれば、每期50万円の売上があることを前提とすれば、10年後に利益剰余金が400万円、再評価剰余金が0になり、10年分の売上500万円から固定資産の取得原価100万円を引いた残額だけ利益となる。つまり、利益剰余金に注目すれば投下資本を上回る回収剰余額が利益とされる計算が行われている。

1つ指摘すべき点は、現実の財務諸表においてはその他の包括利益累積額が「その他の資本の構成要素」というタイトルで利益剰余金よりも先に記載されることである（親会社の所有者に帰属する持分として、資本金、資本剰余金、

その他の資本の構成要素、利益剰余金という順で記載される)^(注4)。つまり、その他の包括利益累積額は、財政状態計算書においては利益ではなく、資本として位置づけられているといえるではないか。そう捉えることで、翌期の包括利益計算において、その他の包括利益累積額が含まれる期首の公正価値が維持すべき資本であることがより明らかになる。

6. むすび — 今後の課題 —

以上のように、IAS16では、期首公正価値に基づく減価償却費の計上と、期末における公正価値による再評価が行われる。そして、計算される包括利益は、市場が期待したキャッシュ・インフローを維持するような利益が計算されると言える。さらに、異時点での資金提供者にとって有用な情報を提供するために、包括利益と純利益を計算しているのである。

したがって、包括利益を計算する際の基礎は、名目資本維持でも実体資本維持でもない別の資本維持概念であろう。ここでは、仮にこれをキャッシュ・フロー獲得能力資本維持とっておこう。すなわち、純利益計算を含む包括利益計算は、すべて将来キャッシュ・フローを反映する公正価値に基づく計算なのである。その意味で、キャッシュ・フロー獲得能力資本維持なのである。

最後に今後の課題に触れておきたい。

まず、本稿で明らかにしたキャッシュ・フロー獲得能力資本維持と現在市場収益率資本維持の関係である。いずれも公正価値による資産評価を含む計算である。これら2つが同じものであるならば、IASB自体が包括利益計算を名目資本維持とは異なる資本維持概念に基づく利益計算であると認めていることになるのではないか。とすれば、包括利益計算は企業が所有する資産の実態を開示するだけにとどまらないことになろう。

さらに、負債の時価評価との関連である。資本維持といっても自己資本に焦点を当てるのか、総資本に焦点を当てるのかによってその意味が異なる。IAS16ではギアリング修正が行われないので、総資本維持が図られているとい

うことになろうが、負債の時価評価を行うことになれば、それはギアリング修正の意味を持つ可能性があるので、自己資本維持となるかもしれない。

また、包括利益計算とリサイクルとの関係についても考察が必要であろう。リサイクルを行う場合には、純利益計算が期首公正価値ではなく取得原価に基づく計算となる。期首公正価値を維持すべき資本とする包括利益計算の内訳として、取得原価を維持すべき資本とする純利益計算が組み込まれる論拠が必要となろう。

(引用文献)

Aboody et al.[1999]Revaluations of fixed assets and future firm performance : Evidence from the UK, *Journal of Accounting and Economics*, No.26.

ASB [1993]*Discussion Draft; Statement of Principles Chapter 5: Measurement in Financial Statements.*

ASBJ [2006]『討議資料；財務会計の概念フレームワーク』。

ASBJ [2009]『金融商品会計の見直しに関する論点の整理』。

FASB [2008] *Exposure Draft ; Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information.*

IASB [2000] *IAS 16 ; Property, Plant and Equipment.*

IASB 「2009a」 *Exposure Draft ; Fair Value Measurement.*

IASB [2009b] *IFRS No.9; Financial Instruments.*

IASB [1997] *Discussion Memorandum : Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities.*

IASB [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statement.*

Sutton, T. [2000] *Corporate Financial Accounting and Reporting*, Prentice-Hall.

壹岐芳弘 [1996] 「資本維持論の動向と課題 (一) (二)」『会計』第150巻第2号・第3号。

池田幸典 [2006] 「リサイクルの簿記的考察とその理論的含意」『産業研究 (高崎経済大学付属産業研究所紀要)』第41巻第2号。

石川純治 [1998] 「金融商品に適用されうる資本維持概念について—その意義と問題点—」『産業経理』第57巻第4号。

加藤厚 [2010] 「IFRS9号『金融商品』の概要」『企業会計』第62巻第4号。

桜井久勝 [2010] 「当期純利益と包括利益の有用性比較」『企業会計』第62巻第4号。

田中建二 [2008] 「資産除去債務の会計」『産業経理』第68巻第1号。

(注)

注1 IASBでは、利益 (profit) は収益 (income) と費用 (expenses) から測定され、収益は資産の増加あるいは負債の減少であり、費用は資産の減少あるいは負債の増加であるとされている。資産と負債の差額が純資産と定義されているので、結局のところ、純資産の変動を利益ととらえていることになる。

注2 田中 [2008] p.32では、資産除去債務に関連した議論であるが、固定資産の簿価を将来における要回収額と解釈できることを指摘している。

注3 ASB [1993] では、実体総資本維持に基づく利益の計算から出発して、最終的に実質自己資本維持に基づく利益の計算が提唱された。詳しくは壹岐[1996] 参照。

注4 日本電波工業の平成21年度財政状態計算書による。

(おの まさよし 本学准教授)